

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令新旧対照条文

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令（昭和五十年総理府令・文部省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令<u>第二条第二号</u>の銃砲の範囲を定める命令</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令<u>第一条第二号</u>の内閣府令・文部科学省令で定める銃砲は、明治十八年以前に製造されたものとする。</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令<u>第一条の二第二号</u>の銃砲の範囲を定める命令</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令<u>第一条の二第二号</u>の内閣府令・文部科学省令で定める銃砲は、明治十八年以前に製造されたものとする。</p>